

1 服装・持ち物

(1) 普段の服装について

- ①自由服とする。動きやすく安全性の高いものが望ましい。
- ②名札は、登下校時は着用せず、校内でのみ着用する。
- ③帽子は校章を付けた黄色帽子とするが、男女の区別はしない。

(2) 体操服について

- ①体操服は、紺色の短パン、白色のシャツとする。シャツは無地とするが、小さいワンポイントまではよいこととする。
- ②冬季は、長袖シャツ、ジャージもよいことにする。ただし、派手にならないようにする。
- ③安全を考え、フード付き、サイズの大きすぎる上・下は着用しない。
- ④体操服には、名札・ネームを付けない。
- ⑤上靴は、体育館シューズと兼ねたものにする。(けがなど事情がある場合は申し出をし、華美にならないスリッパ等を使用してもよい。)
- ⑥水泳時の水着には、名札(布)を縫いつける。帽子には正面に大きく名前を書く。ゴーグル使用の際は担任に申し出る。

(3) 頭髪等について

- ・髪染めはしない。(健康上の理由、および中学校校則との連携により)
- ・学習や運動の支障になるような長髪はひかえるか束ねる。
- ・帽子をかぶるのに支障となったり、華美になったりする髪飾りや止めゴム等の使用はひかえる。

(4) 防寒具等(主に冬期)について

- ・手袋 …使用期間は特に決めず、家庭の判断で使用可。(ポケットに手を入れて歩のは大変危険)
- ・耳あて …必要に応じて保護者の判断で使用する。(視聴覚を妨げないよう、華美にならないよう配慮する。使用の際には担任に申し出る。)
- ・マフラー…使用しない。(何かに巻き付いたり、引っ張られて首を絞められるのが危険。ネックウォーマーについては、家庭の判断で使用する。)
- ・フード …フード付きの上着はいいが、フードをかぶらない。(かぶると視聴覚が制限されて危険だから)
- ・トローチ、リップ等
…原則使用しない。(お医者さんの処方や保護者の方の申し出がない限り使用しない。もし使用する際には、仲間の見てないところで使用)
- ・カイロ …原則使用しない。やむを得ず使用する時は、保護者の申し出を経てからとする。その場合も「仲間の見ているところに出さない」「ポケットの中で持たない」「ゴミ箱に捨てず家で処分」の3点を守る。

(5) 不要物について

- ・学校生活に関係ない物(不要物)は、学校に持ってこない。(携帯電話も不要物)

2 校内生活

(1) 登下校に関わって

- ①担任の指示でランドセルを使用しない場合を除き、普段はランドセルを使用する。
- ②欠席、遅刻の場合は、必ず連絡をする。(連絡カードを利用する。やむを得ず電話連絡する場合は、始業前までに連絡を入れる。)
- ③家の人による送迎について
 - ・通学班登校を奨励し、必要以上に車での送迎をしないようにはたらきかける。
 - ・送迎の車への乗降は、町民駐車場(キッズドリーム・体育館前)で行う。
 - ・迎えの連絡は、担任を通すように徹底する。急な迎えの場合は、保護者と連絡をとり、確実に引き渡す。
- ④いったん登校したら下校まで、校外に出たり、帰ったりしない。
- ⑤迎えの場合も、下校時は所定の場所に並び、歩道橋までは通学班で帰ることとする。
- ⑥塾は帰宅後に通う。やむを得ず学校帰りに塾に寄る場合は、家庭の責任において行う。その際、極力通学路を通るよう指導するが、日本スポーツ振興センターの保険の対象とはならないことがある。

⑦東西の児童北側昇降口は、子どもが登校したら施錠する。遅刻した時や学校に用がある場合は、中央の職員玄関より入る。

⑧学年下校は、通学班別グループ（近所の子同士）で帰り、一人では帰らない。

（２）休み時間に関わって

①運動場でのボール遊びについて

・ボールが道路に出た場合は、教師がとりに行く。（児童は、学校外に出ない。）

・４年生以上がサッカーをする場所は、町民グラウンドとする。ただし、朝の会が始まるまでの時間は、運動場「西コート」を使用してもよい。

②英霊塔・観察池・キッズ付近での遊び

・英霊塔では遊ばない。（段上に上がらない。）観察池は危険のないよう注意して活用し、許可なく池には入らない。キッズの前やキッズ前の土手には近づかない。

③町民グラウンドの使用について

・グラウンドゴルフやゲートボール等で町民が利用している時は、立ち入ってはいけませんが、空いていれば、マナーを守り自由に遊んでよい。

④休み時間、教師がついていれば体育館を使用してもよい。

⑤本館北側では遊ばない。

⑥遊具について

・遊具の正しい使い方を説明し、安全への配慮を十分に行う。

・低学年は担任の指導のもと、安全に使用できることを確認した上で使用する。

・一輪車・竹馬の使用は、ロング昼休み時とする。

・アドベンチャーマウンテンでは、滑り台を逆走するなど、危険な使い方をしない。

⑦給食後、午後１：０５までは外に出ない。（衛生面や食事時間の確保より）

（３）学校内の施設等に関わって

①職員室の出入り

・職員室に用件のある児童は、カバン、帽子をとって入室し、入り口で学級、氏名、用件を伝える。

②備品の扱い

・使用した物は、使用后速やかにもとの場所に返す。

・長期にわたって使用する場合は、職員に所在を明らかにしておく。

・体育の備品（ボール等）は、放課後、休日は使用しない。

・職員室の電話は、緊急の場合を除き、児童には使用させない。

③特別教室の使用

・職員室にある特別教室の鍵を児童が持ち出す場合は、職員室の先生に申し出て借りる。持ち出した鍵のかかっていたところに「学級名を書いた札」をかける。

・体育館の鍵は、使用后２F入り口を施錠して、職員室に返す。

・体育館使用の際は、西児童昇降口北の扉の開け閉めをする。

・許可なく特別教室には入らない。（学習室も含む。）

④ベランダ・校舎

・本館のベランダには、用事がない限り出ない。（危険だから）

・南舎ベランダの下段の窓は開けない。（柵が設置されるまで）

⑤窓ガラスをはじめ、学校の施設や備品を故意に壊した場合は、弁償とする。

3 自転車の利用について

①自転車は、家庭の判断で公道で乗ってよい。必ずヘルメットを着用する。

・家庭で自転車点検を実施し、安全な自転車に乗るよう心がける。

・放課後等に運動場には自転車を乗り入れない。

・休み中、学校の用事で登校する時は、原則徒歩とする。

4 学習のきまりについて

①学校でシャープペンシルは使用しない。

②赤鉛筆、青鉛筆を使用し、カラーペン・ボールペンは使用しない。

5 その他（校外生活に関わって）

・子どもだけで、町外にでない。

・子どもどうしの金品の貸し借りをしない。

・この「生活のきまり」以外にも、「可茂地区小中高等学校 校外生活の約束」を守る。（登下校時に店に立ち寄らない。子どもだけでショッピングセンター、ゲームセンター、バッティングセンターなどに行かない。深夜徘徊・外泊をしない。など）